

# 刑事訴訟裁判告知書

告知事件名 わいせつ物所持・ポルノ禁止法違反

以前、貴方殿が利用された猥褻裏DVDインターネット販売サイトの主犯格(自称コンサルタント会社役員)ら以下7名が逮捕され(2000年12月2日 児童買春・ポルノ禁止法違反 提供目的所持 現在公判中)貴方殿の利用履歴・金融機関履歴が事件証拠として提出されました。貴方殿はわいせつ物所持・ポルノ禁止法違反の刑法第175条(わいせつ物頒布)に違反したとして訴状が提出され、管轄裁判所が受理した事を通達します。

貴方殿にかんしましては2007年12月28日が裁判取り下げ期日となります。取り下げ期日を過ぎますと管轄警察署、生活安全課からの家宅捜査または事情徴収の出頭要請を受ける事となります。

尚、このまま放置されますと刑事告訴申立て後、受理し敗訴となり3年以下の懲役、300万以下の罰金に処される事となります。また、刑事訴訟に対し貴方殿が取り下げを希望される場合は必ず最終日の2007年12月28日迄に(中央更生保護女性連盟)までご連絡下さい。刑事訴訟申立て期日が早まる場合も御座いますので取り下げを希望される場合お早めにご連絡下さい。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反について

## 第1条(目的)

この法律は、女性に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、買春、ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、女性の権利の擁護に資することを目的とする。

## 第2条(定義)

- ① この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。
- ② この法律において「買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳房をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

### 1 児童

2 児童に対する性交等の周旋をした者

3 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。

以下同じ。)又は児童をその支配下に置いている者

③ この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの
- 2 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの
- 3 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

第7条(児童ポルノ頒布等)

- ① ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

刑法第175条(わいせつ物頒布等)

わいせつな文書、わいせつ物所持、わいせつ物購入(性器が露出している物)図画その他の物を頒布し、または販売し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

貴方は上記の刑法に違反している為、上記記述の対象となり上記刑法に基づき、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金の処罰を課せられる事となります。但し、貴方の犯した罪は、より軽微なものである為、当事件による裁判は、略式裁判となる可能性があります。したがって早急に、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

なお、裁判費用等につきましても、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

中央更生保護女性連盟(特定非営利活動法人 女性・児童保護団体相談センター)

会長 内山 宗広

弁護士 猪川 透

弁護士 菅原 匠 他13名

名称：中央更生保護女性連盟(特定非営利活動法人 女性・児童保護団体相談センター)

住所：〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町2-6-8 第三武蔵野ビル4F  
(児童親族・女性被害者専用)

住所：〒107-0062 東京都港区南青山5-6-24 バルビゾンビル9F

電話番号：03-5459-5704

受付時間 平日10時～18時迄